

城東区複合施設外 1 か所産業廃棄物（随時排出分）
収集・運搬及び処分業務委託（概算契約）仕様書

1 概要

本業務は、受注者が城東区複合施設（以下、「排出場 A」という。）および城東区防災倉庫（以下、「排出場 B」という。）から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適正に収集・運搬及び処分を行う業務である。

2 免許資格

- (1) 受注者は、大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目 01-16-03（産業廃棄物（収集・運搬））及び 01-16-04（産業廃棄物（処分））で登録されていなければならない。
- (2) 受注者は、大阪府（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 22 年政令第 248 号、以下、「政令」という。）附則第 6 条（政令で定める市の長の許可に関する経過措置）の適用を受ける場合及び積替えを伴う場合は大阪市）及び処分地を管轄する自治体において、産業廃棄物の種類である「廃プラスチック類」、「金属くず」、「木くず」、「ガラスくず」、「がれき類」が収集・運搬できる産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていなければならない。また、処分地を管轄する自治体において、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「木くず」、「ガラスくず」、「がれき類」が処分できる産業廃棄物処分業の許可を受けていなければならない。

3 履行期限

令和 7 年 11 月 28 日（金）

履行日時の詳細は、契約締結後に発注者・受注者間で協議の上決定する。（複数日可）

※なお収集作業については、

排出場 A は、令和 7 年 9 月 26 日（金）まで、

排出場 B は、令和 7 年 10 月 10 日（金）までの区役所開庁日（土・日・祝日除く）午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分の間に完了させること。（同日履行も可）

4 提出書類

- (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、次に示す事項について【別紙 1】に記載すること。
 - ア 事業の範囲
 - イ 処分する場所の所在地
 - ウ 処分方法
 - エ 施設の処理能力
 - オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力
- (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者

は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

- (3) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。
- (4) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- (5) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

5 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬及び処分を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

・混合廃棄物：31 m³

※詳細

排出場A【別紙ア・イ】参照

排出場B【別紙ウ・エ】参照

※上記数量は概算であるため、増減する可能性がある。

※事業請負申込書提出については、上記数量に1 m³あたりの単価を乗じた見積金額を提出すること。また、上記以外に臨時搬出を行う際には発注者及び受注者双方で協議の上、業務を行うものとする。

※

(2) 収集場所

排出場A：大阪市城東区中央3丁目5番45号

排出場B：大阪市城東区中央1丁目13番6号

(3) 収集運搬方法

運搬にあたっては、産業廃棄物を飛散、落下させないために、荷台シートをかけるなどの処置をとり、廃棄物が周辺に散乱することのないように心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い清潔の保持に努めること。

(4) 処分方法

受入れる産業廃棄物は、受注者が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処分業の許可（必要とする品目を有していること）を受けた施設において処分を行うこと。

(5) その他

ア 受注者は、本委託業務着手までに、第2項免許資格の項に定める許可に関する許可証（写し（ただし、契約期間内に許可期限が有効であること））を区長に提出すること。

また、契約期間内に許可期限が切れる場合においては、更新後、速やかに許可証（写し）を提出すること。

イ 受注者は、受託された廃棄物の処分業務を他に委託しないこと。

ウ 受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、受注者の責任により誠意を持って解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに発注者の

監督職員に連絡し、指示に従うこと。

エ 仕様書に記載されていないもので、作業実施上必要と認められる軽微なものについては、発注者の指示により行い契約金額の範囲内で実施すること。

オ 受注者負担にて、廃棄物の収集運搬車両への積み込みに必要な人員及び機材等を用意すること。積み込み作業については、事前に発注者と調整し、迅速かつ効率的な積み込みを行うこと

6 受注者の責任及び義務

受注者は本業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」という。）等の諸法令及び諸法規、条例を遵守し、危険防止及び災害の防止に万全の措置を講じ、業務の円滑な進捗を図ることとする。なお、諸法規の運用・適用については、受注者の責任において行うとともに、最低賃金法、労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。

7 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

8 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

9 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることがを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

1 0 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

1 1 検査・計量

産業廃棄物の数量は発注者が測定し、電子マニフェストシステムに仮登録する。受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。なお、引き渡し後受注者において数量を計測し、電子マニフェストに本登録する。

1 2 概算契約

本業務にかかる契約は概算契約であり、この仕様書記載の数量及び事業請負申込書に記載する金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。契約金額の確定は、業務委託期間満了の日までに検査に合格した処分量に概算契約の内訳明細に記載の契約単価【別紙 2】を乗じた金額とする。

1 3 作業実施上の留意遵守事項

(1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。

(2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こ

さないよう留意すること。

- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。
- (6) この作業にあたって知り得た重要事項等の内容に関しては、一切外部に漏らさないこと。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。また、知り得た重要事項等が外に漏れた場合、又は当作業により運搬する廃棄物が紛失し、発注者が損害を受けた場合は、受注者において全責任を負うこと。

1 4 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（最終処分は除く）

ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

1 5 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

1 6 特記事項

- (1) 本仕様書に記載がないこと及び疑義が生じた場合は、事業請負申込書提出までに担当者に確認すること。
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を順守すること。(別紙特記仕様書添付)
- (3) 作業行程、運搬ルート等の詳細は、契約後事業担当と十分に打ち合わせし承認を受けること。
- (4) 運搬に使用する車両は 2 t ショート車以外も可とする。
- (5) 搬出入にかかる警察署への必要な許可（通行禁止道路通行許可、道路使用許可）は受注者が行うこと。
- (6) 車両の停車について、他の車両の通行を妨げとならない位置であること。
- (7) 作業時間内に、搬出・搬入・運搬が完了するよう必要な車両の台数や作業人員を確保すること。

1 7 事業担当

城東区役所 総務課（担当者：奥村）

住所 大阪市城東区中央 3 丁目 5 番 45 号

（電話番号：06－6930－9625）

1 収集運搬に関する事業範囲
(積込み場所)

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

(積下ろし場所)

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称：_____

所在地：_____

処分又は再生の方法：_____

施設の処理能力：_____

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
混合廃棄物	31 m ³		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

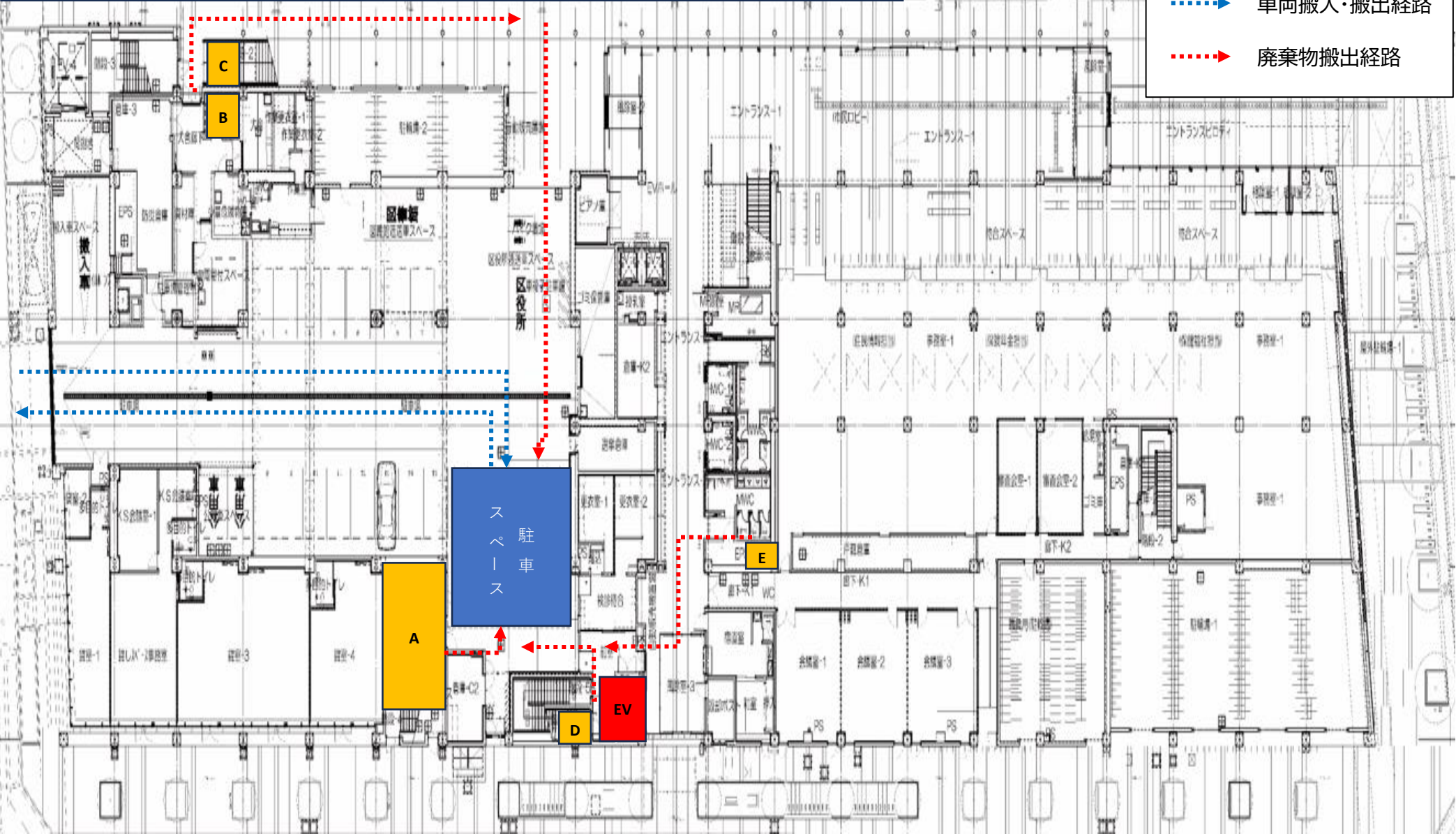
※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

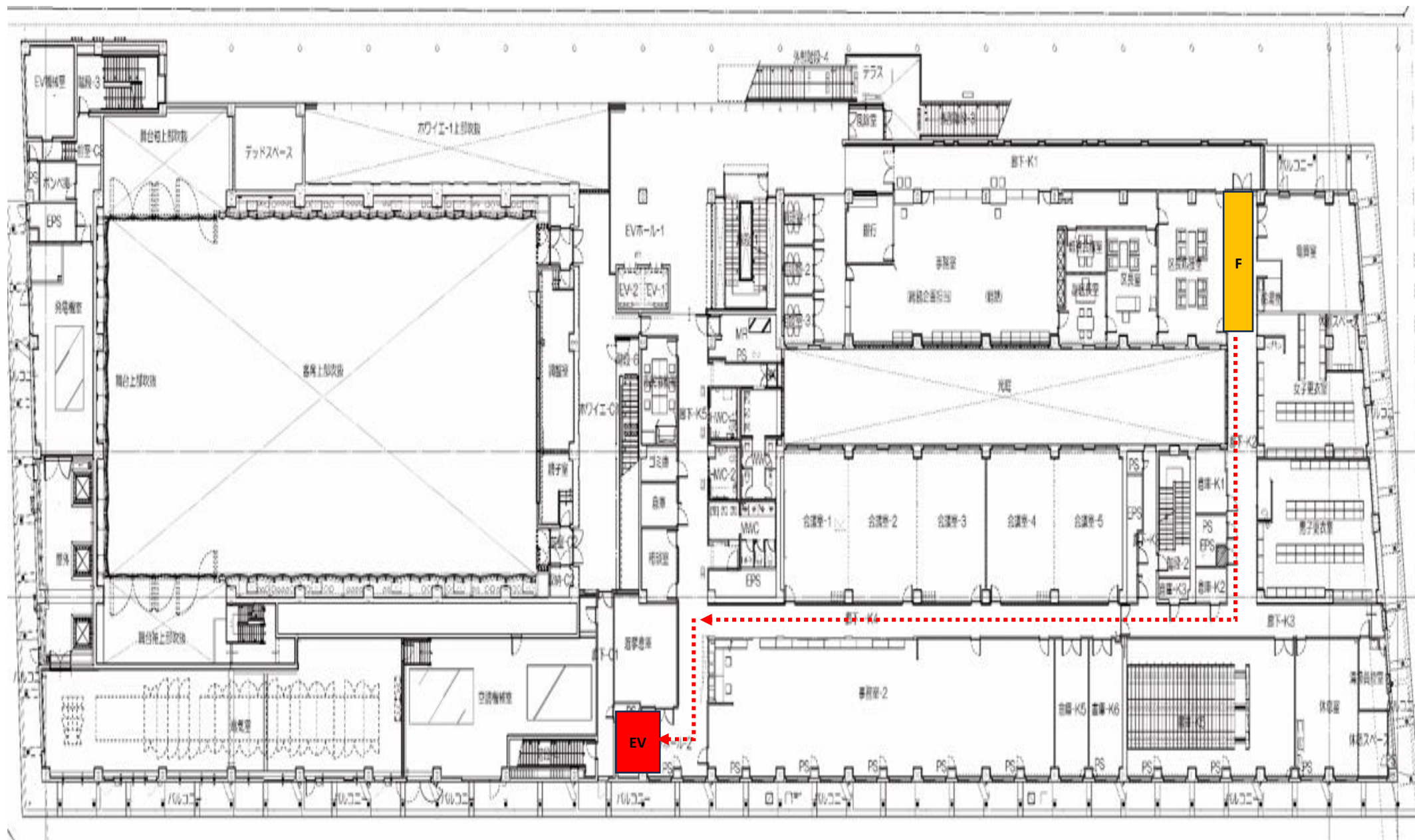
産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

- 第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合として別途定めるときに該当するときはこの限りではない。
- 第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（振興センターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証、特別管理産業廃棄物の場合も同じ）の写しを監督員に提出しなければならない。
- 第3条 第1条に規定する電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合は、次に定めるときとする。（1）電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。（2）設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。
- 第4条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、事前にその旨及び紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を書面で報告し、監督員の承諾を得るものとする。
- 第5条 前条の規定により、監督員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う場合において、第3条に規定する事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨、書面で監督員に報告を行うものとする。

蒲生公園

- 車両搬入・搬出経路
- 廃棄物搬出経路





A コーンバー、カラーコーン、扇風機、のぼりポール、長机、椅子、防犯カメラ、看板（木製）



2.00m	2.50m	2.00m	10.000m ³
2.00m	0.50m	1.00m	1.000m ³

C 自転車



2.50m	2.40m	1.00m	6.000m ³ (10台)
-------	-------	-------	---------------------------

B スチール棚



1.74m	1.00m	1.00m	1.740m ³
2.50m	0.40m	0.40m	0.400m ³

D 防犯カメラ、モニター



1.80m	1.00m	0.50m	0.900m ³
-------	-------	-------	---------------------

縦 (m) × 横 (m) × 高さ (m)

E スチール棚



2.20m 0.50m 0.60m 0.660m³

F 机、事務用椅子、電話機、立て看板

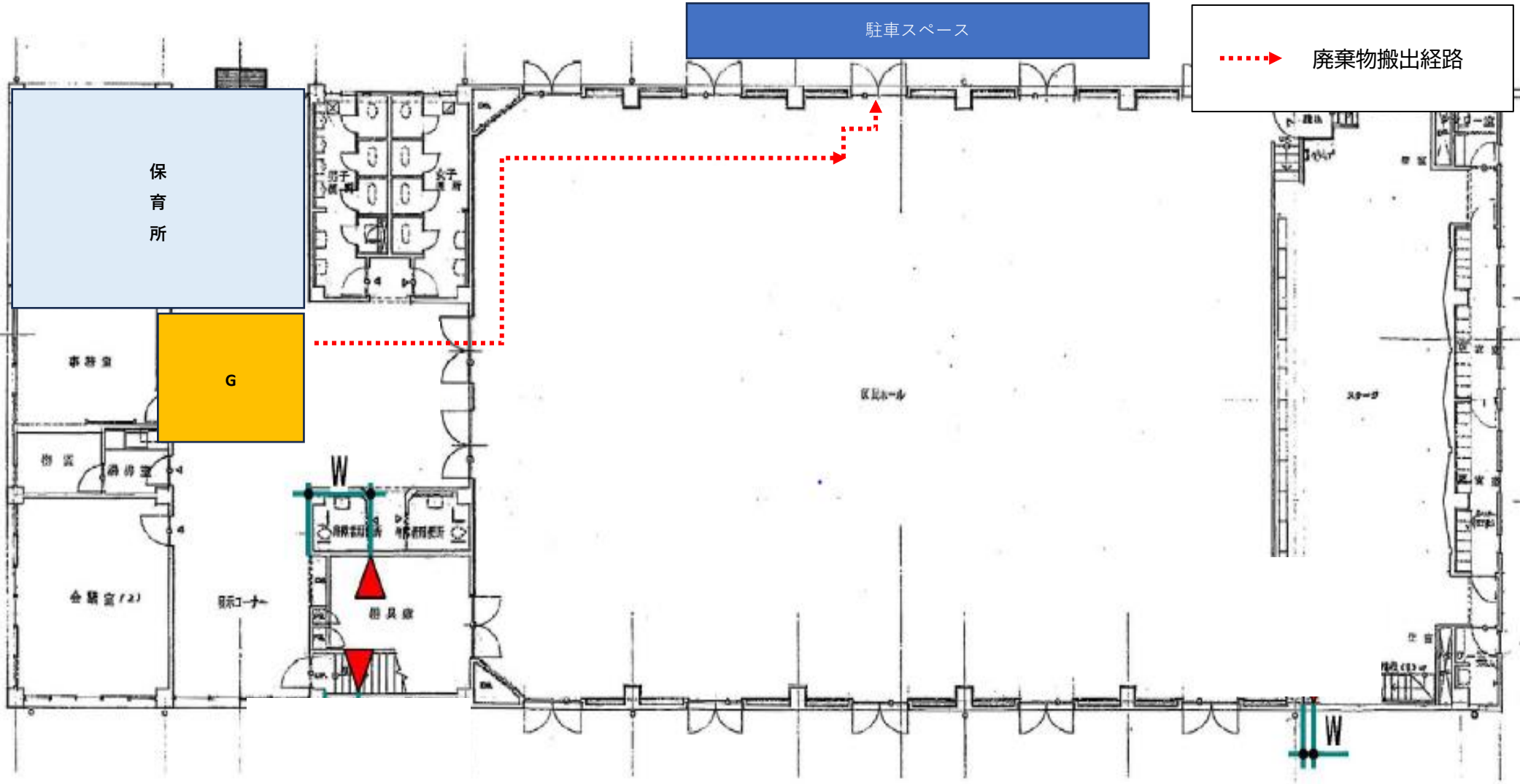


4.00m	1.00m	1.00m	4.000m ³
0.40m	0.50m	0.30m	0.060m ³
0.40m	0.40m	1.50m	0.240m ³



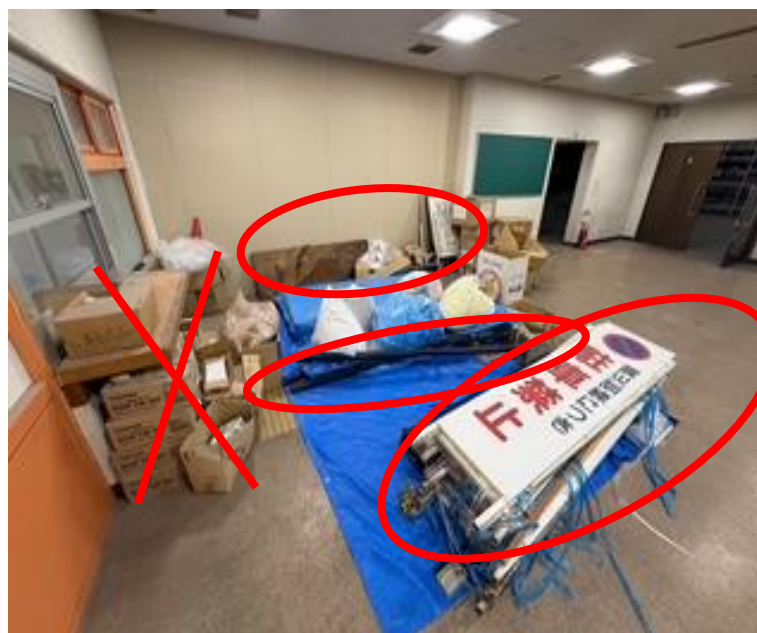
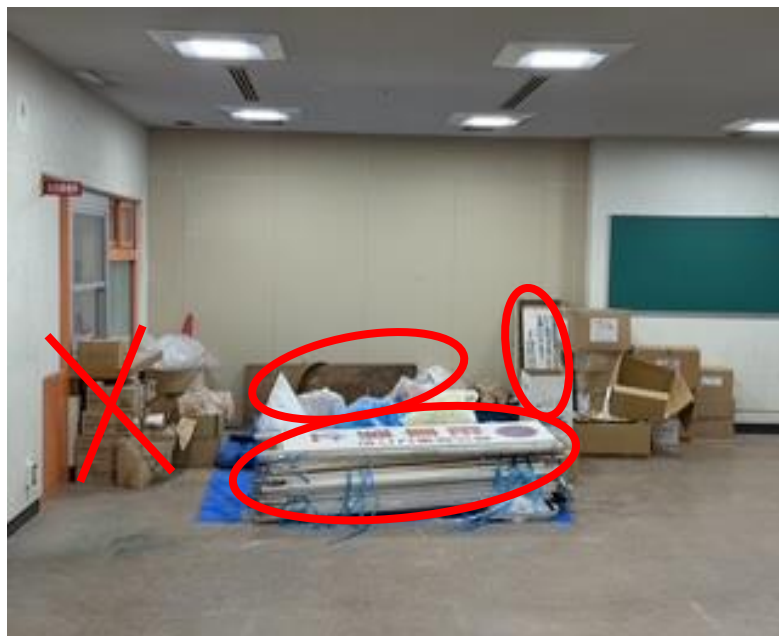
排出場A 合計 25.0m³

縦 (m) × 横 (m) × 高さ (m)



1階平面図

G 看板、ポール（がれき付き）



3.00m 2.00m 1.00m 6.000m^3

排出場B 合計 6.0m^3

排出場A・B 合計 31.0m^3

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：０６－６９３０－９１０１）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること